

景品表示法に関する説明会

平成28年4月1日に課徴金制度が導入された改正景品表示法が施行され、平成29年1月27日には初の課徴金納付命令が行われるなど、事業者の方が適正な表示を行う取組みがますます重要になっています。
大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、下記のとおり府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。

と き 平成29年8月28日(月) 午後2時30分 ~ 午後4時00分

と ころ 大阪赤十字会館 301会議室
大阪府中央区大手前2-1-7
※大阪市営地下鉄谷町線「天満橋」駅
(3番出口徒歩5分)
※京阪電車「天満橋」駅(徒歩7分)

定 員 150名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内で事業を行っている事業者
及び団体

講 師 消費者庁担当職員

内 容 景品表示法の基本的な考え方
景品表示法違反事例
質疑応答 等

申込方法 ■インターネット(電子申請)をご利用の場合

申込期間

【平成29年7月28日(金)午後5時登録分まで有効】

大阪府インターネット電子申請・申込サービス からお申込みください。

[電子申請URL]

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input.do?tetudukid=2017050038>

下線部よみ(ティー・イー・ティー・ユー・ディー・ユー・ケイ・アイ・アイ(大文字)・ディー)

■郵送・ファクシミリの場合

別紙「参加申込書」により、郵送又はファクシミリでお申込み下さい。

[申込み先]

□郵送【平成29年7月28日(金)到着分まで有効】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階

大阪府消費生活センター事業グループ あて

□ファクシミリ【平成29年7月28日(金)午後5時受信分まで有効】

FAX 06-6612-0090 大阪府消費生活センター事業グループ

※電話による申し込みの受付は行いません

主 催 大阪府

[問い合わせ先]大阪府消費生活センター事業グループ 電話 06-6612-7500(直通)



「景品表示法に関する説明会(8/28)」参加申込書

(フリガナ) 参加者氏名 【必須】	
所属する事業者団体	名称 【必須】
	住所 (〒 -) 【必須】
	電話番号 【必須】
	FAX番号 又は メールアドレス 【いずれか必須】
	業種・業務内容 【必須】

※以下のうち該当するものの左の枠に「○」印を記載してください。
 その他を選択した場合は () 内に具体的に記載してください。

	建設業		学術研究、専門サービス業
	製造業		教育、学習支援業
	情報通信業		サービス業（上記以外）
	卸売業・小売業		事業者団体
	金融業・保険業		その他（具体的に記載して下さい）
	不動産・物品賃貸業		()

【対象】 大阪府内で事業を行っている事業者及び団体

【申込方法】 申込区分ごとに参加申込者1人につき参加申込書1枚を記入し、大阪府消費生活センターにファクシミリ又は郵送してください。

【参加受付期間】

- (1) ファクシミリの場合・・・平成29年7月28日(金)午後5時00分受信分まで受付
 FAX：06-6612-0090
- (2) 郵送の場合・・・平成29年7月28日(金)到着分まで受付
 郵送先：〒559-0034
 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階

【参加の決定】

- (1) 参加申込が150名を超えた場合は抽選
- (2) 参加の可否を電子メール（又はファクシミリ）でお知らせします。
 ※連絡可能な電子メールアドレスがある場合は、できるだけ記載をお願いします。

個人情報の利用目的

申込みによって取得した個人情報は、受講者決定等説明会の実施に関する業務のみに使用します。